

報告徴収と支給に係る給与所得者異動届出書記載例

納税者に退職、転勤等の異動があったときは、異動した月の翌月の10日までに必ず異動届出書を提出してください。

なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和４年度の特別徴収税額のある方で、令和４年１月１日と令和５年１月１日の住所地が異なる場合、令和４年１月１日の住所地の市区町村へ特別徴収に係る給与所得者異動届出書を提出し、令和５年１月１日の住所地の市区町村へは給与支払報告書を提出してください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特 別 徴 収										に 係 る 給 与 所 得 者 異 動 届 出 書		整 理 番 号	
付 印 4		市町村長 〇〇 市町村長 令和4年 9月 13日 提出		給与支払者 氏名又は名称 〇 × 工業(株) 住所又は所在地 大阪府〇〇市 × × 1丁目 1-1 個人番号又は法人番号 0 / 1 / 2 / 3 / 7 / 8 / 9 / 4 / 5 / 6 / 1 / 2 / 3		担当 氏名 大坂 希美 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		3年度 特別徴収 指定番号 4年度 特別徴収 指定番号 7123608					
給与所得者	フリガナ	セン・シユウ タロウ		新姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア-イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額		
	氏 名	泉州 太郎			円	円	円						
	生年月日	大・中・平・令 50年 5月 5日生			6月分から 9月分まで	10月分から 5月分まで	令和4年 9月11日	① 転勤 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a 支払少額 b 支払不定期 c 上記以外	① 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 本人が納付する	控除社会保険料額			
	個人番号	1 / 2 / 3 / 4 / 5 / 6 / 7 / 8 / 9 / 0 / 1 / 2			円	円							
	住 1月1日現在	大阪府〇〇市 × × 3丁目 3-2			463 200	154 400	1308 800						
	所 異動後												
◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。								※事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。					
新しい給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地〒150-0000 東京都渋谷区〇〇1-1-1				特別徴収指定番号 (電話 03-1234-5678)		左記特別徴収義務者へは月割額 38,600円を 10月分から徴収するよう連絡です。					
名称		〇 × 工業(株)東京支社											

◎給与等の支払を受けなくなった後の月割額（退職した月を除く）の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	理由	1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で 本人からの申出があったため。	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 上記と同額	備考
			月 日	円	円	左記の一括徴収した税額は____月分で納入します。翌月10日納期
	理由	2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収 の継続の希望がないため。	月 日	円		左記の一括徴収した税額は____月分で納入します。翌月10日納期
		一括徴収しない場合				
	理由					
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 ② 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む)。 3 異動の日が1月1日から4月30日までの間で残税額(上記「ウ」の額)を超える給与又は退職手当等の支払がないため。 4 死亡による退職のため。						